

武蔵野市立武蔵野公会堂条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立武蔵野公会堂条例の一部を改正する条例

武蔵野市立武蔵野公会堂条例（昭和38年10月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(使用の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>市又は指定管理者が事業で使用する場合</u></p> <p>(2) <u>営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした武蔵野市内の団体で指定管理者が認めるものが、市民の芸術文化の振興に関する事業のためにホールを使用する場合</u></p>	<p>項の改正</p>
<p><u>別表 (別添1のとおり)</u></p>	<p><u>別表 (別添2のとおり)</u></p>	<p>別表の改正</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の武蔵野市立武蔵野公会堂条例の規定により、既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料の見直しに伴うほか、所要の改正をするものである。

別表（第2条の5、第7条関係）

公会堂使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホ ー ル	平日	円 11,800	円 20,000	円 28,000	円 52,000
	土曜日	円 18,700	円 30,000	円 37,500	円 75,000
	日曜日				
	国民の祝日				
第1会議室	円 2,300	円 3,300	円 4,300	円 8,500	
第2会議室	円 2,300	円 3,300	円 4,300	円 8,500	
第1・第2合同 会議室	円 4,600	円 6,600	円 8,600	円 17,000	
第3会議室	円 2,300	円 3,300	円 4,300	円 8,500	
第4会議室	円 2,300	円 3,300	円 4,300	円 8,500	
第5会議室	円 1,200	円 2,000	円 2,900	円 5,400	
第6会議室	円 2,300	円 3,000	円 3,800	円 8,000	
第1和室	円 1,800	円 2,500	円 3,200	円 6,500	
第2和室	円 1,800	円 2,500	円 3,200	円 6,500	

- 1 使用時間が超過した場合は、1時間未満に限り使用料の3割を増徴する。
- 2 午前と午後又は午後と夜間を引続き使用する場合の中間時間については、超過料金は徴収しない。
- 3 練習等のためホールの舞台面だけを使用する場合は、使用料の5割に相当する額を徴収する。

別表（第7条関係）

1 市民等が使用する場合

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホ ー ル	平日	11,800	20,000	28,000	52,000
	土曜日、 日曜日及 び休日	18,700	30,000	37,500	75,000
第1会議室		2,300	3,300	4,300	8,500
第2会議室		2,300	3,300	4,300	8,500
第1・第2 合同会議室		4,600	6,600	8,600	17,000
第3会議室		2,300	3,300	4,300	8,500
第4会議室		2,300	3,300	4,300	8,500
第5会議室		1,200	2,000	2,900	5,400
第6会議室		2,300	3,000	3,800	8,000
第1和室		1,800	2,500	3,200	6,500
第2和室		1,800	2,500	3,200	6,500

2 市民等以外の者が使用する場合

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホ ー ル	平日	14,100	24,000	33,600	62,400
	土曜日、 日曜日及 び休日	22,400	36,000	45,000	90,000
第1会議室		2,700	3,900	5,100	10,200
第2会議室		2,700	3,900	5,100	10,200
第1・第2 合同会議室		5,400	7,800	10,200	20,400
第3会議室		2,700	3,900	5,100	10,200
第4会議室		2,700	3,900	5,100	10,200

第 5 会議室	1,400	2,400	3,400	6,400
第 6 会議室	2,700	3,600	4,500	9,600
第 1 和室	2,100	3,000	3,800	7,800
第 2 和室	2,100	3,000	3,800	7,800

備考

- 1 この表において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 武蔵野市内に住所を有する者、武蔵野市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は武蔵野市内の学校に在学する者
 - (2) (1)に掲げる者が代表者である法人その他の団体又は武蔵野市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体
- 2 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収してホールを使用する場合の使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）に、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額を加算した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
 - (1) 入場料等の最高額が1人当たり3,001円以上5,000円以下であるとき 規定使用料の3割に相当する額
 - (2) 入場料等の最高額が1人当たり5,001円以上であるとき 規定使用料の5割に相当する額
- 3 練習等（公演日の練習等を除く。）によりホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 4 使用の承認をした区分を超える中間時間（午前及び午後又は午後及び夜間の区分の間の時間をいう。以下同じ。）の使用は、公会堂の管理上支障がないと指定管理者が認める場合に限り承認し、当該使用の承認をした区分に係る規定使用料（2又は3に該当するときは、それぞれに定める額）の3割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 5 4の規定にかかわらず、午前及び午後又は午後及び夜間の区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。